平成２３年（フ）第４０１９号
大阪市生野区小路東２丁目７番14号　メゾン小路405
債務者　大原龍珍こと　邵　　龍珍
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３６号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番１―1106号
債務者　出井　啓子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１６号
大阪市平野区加美鞍作１丁目１番33号　加美ハイツ23号
債務者　金子　　櫻
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２３号
大阪府茨木市寺田町２番29号の34
債務者　島﨑　秀昭
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９３号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番10―803号
債務者　大福ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９４号
大阪市西淀川区御幣島６丁目７番６―307号
債務者　大福　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２６号
大阪府豊中市東泉丘２丁目５番１―606号
債務者　澤村　　惠
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３９号
大阪市住之江区北島２丁目７番15号
債務者　花山昇二郎
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８１号
大阪府東大阪市吉田２丁目５番46号　サンハイムⅡ108号
債務者　村山　　功
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７２号
大阪市西淀川区佃１丁目14番４号　リーフ井上106号室
債務者　新井聖こと　朴　　聖基
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１４号
大阪市西区千代崎１丁目27番10―702号
債務者　深井　恵美（旧姓宮園）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５３号
大阪府枚方市大峰元町２丁目１番28号
債務者　中井　博子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８８号
大阪府大東市御供田４丁目４番53号　御供田文化１Ｆ北側
債務者　島田　奈巳
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０２号
大阪市東住吉区桑津４丁目１番20号
債務者　緒方　春代
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０８号
大阪府枚方市桜丘町48番10―203号
債務者　松本　利博
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０９号
大阪府枚方市桜丘町48番10―203号
債務者　松本ユカリ
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３０号
大阪府茨木市玉櫛１丁目４番３号
債務者　佐久間智子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４４号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―505号
債務者　樋口さつき（旧姓宇高）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部